第17回教育委員会

開会日時 令和4年 9月 8 (木) 午前 9時30分

閉会日時 午前 9時53分

開会場所 教育支援センター

出 席 者

教 長 中 川修一 委 員 野 佐紀子 高 委 員 青 木 義 男 豊 委 員 沼 長 委 員 野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長 隆 水 野 博 史 地域教育力担当部長 湯 本 教育総務課長 諸 橋 達昭 学 務 課 長 大 橋 薫 指導室長 氣 田 眞由美 新しい学校づくり課長 渡 辺 五. 樹 学校配置調整担当課長 早 川 宏 施設整備担当副参事 伊 東 龍一郎 和 生涯学習課長 太 田 弘 晃 地域教育力推進課長 野 雅 彦 教育支援センター所長 冏 部 雄 司 中央図書館長 松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 9時 30分 開会

教 育 長 本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和4年第17回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、大橋学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、伊東施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、河野地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により長沼委員にお願いいたします。

本日の委員会は1名から傍聴申し出がなされており、会議規則30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第一 「意見の聴取について」及び報告(1)「令和4年度第3号補正予算概要」は、令和4年第3回区議会定例会で審議を予定している案件でありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。

○報告事項

2. 令和4年度 全国学力・学習状況調査の結果と分析(概要版)

(指-1・指導室)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告2「令和4年度全国学力・学習状況調 査の結果と分析(概要版)」について、指導室長から報告願います。

指導室長 よろしくお願いいたします。資料「指-1」をご覧ください。

令和4年度全国学力・学習状況調査の結果と分析についてでございます。

今年度は、国語、算数、数学に比べまして、3年に1回実施される理科の評価 の年でございました。

まず、平均正答率です。Ⅱのところの表をご覧ください。

小学校は全国平均と比較しまして、国語で0.4ポイント、算数で1.8ポイント、理科は0.7ポイント上回り、全国を超える結果となりました。

東京都平均と比較しますと、国語、算数、理科の3教科とも下回りました。

中学校は全国平均と比較しまして、国語 1 ポイント、数学 0 . 4 ポイント、理科は 1 . 3 ポイント下回りました。

東京都平均と比較しますと、国語は2ポイント、数学と理科は3ポイント下回 る結果となりました。 続きまして、平均正答率です。

ページにあります棒グラフをご覧ください。

小学校は、国語、算数、理科ともに全国平均を上回りましたが、都平均を下回りました。

中学校では、国語、数学、理科ともに、全国平均、都平均とも下回りました。 板橋区の傾向としまして、無回答の多さが顕著に見られます。ゼロ問回答の児 童・生徒も多くいます。

全て無回答という児童・生徒もいれば、回答はしているが、全て誤答という児童・生徒もいました。

この結果を丁寧に分析し、児童・生徒一人一人の学力、学習状況に応じた学習 指導の改善、充実に努めていく必要があると考えております。

続きまして、児童・生徒質問紙、学校質問紙に関する調査結果についてでございます。

国語、算数、数学、理科の問題に対しどのように回答したかについて問うたと ころ、途中で諦めたり、全く回答しなかったりした児童・生徒の割合が、都や全 国に比べ高い傾向にあります。

この課題を改善するために、第1学年から9学年までの約9,000時間の授業の中で授業革新をさらに推進しまして、自分の考えを表現する活動を増やすなど、徹底して学びを積み上げていく必要があると考えております。

その積み上げの視点の1つは、板橋区授業スタンダードでございます。

学校質問紙の中の板橋区授業スタンダードに基づいた授業展開を合致する、4、授業において、「児童(生徒)自ら、学習やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れましたか」という設問において、「よく行った」と答えた学校の割合が、都や全国平均より下回る結果となりました。

改めて、各学校において、板橋区授業スタンダードに基づいた授業の確実な実施について、指導、助言をしてまいりたいと考えます。

次に、授業におけるICTの活用についてでございます。

「週3回以上使っている」と回答した学校の割合は、都や全国に比べて高いです。今後は、さらに有効な活用について、各学校が研究を進め、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、ICTの活用を進めてまいりたいと考えます。

今後についてでございますが、指導室では、板橋区の全国学力・学習状況調査 の結果の詳細を、今、分析しておるところでございます。

各学校には、生活習慣や学習習慣の調査結果とともに十分な分析をし、保護者や地域の方々、iCSの中での話題として提供するなど、総合的な学力向上策を見直し、改善を図りながら、学力向上の取組を指導、助言してまいりたいと考えます。

また、学びのエリアでも結果を共有しまして、iカリキュラムを活用した義務教育9年間を通した学力向上を図ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 今、室長から、学校でこの結果を分析して、今後の指導につなげてほしいというお話があったのですが、学校だよりとかを拝見していて、すぐに分析して改善に当たっている学校もあれば、また、分析はどこかでしているのかもしれないのですが、そのようなことが表に出ていない学校があったりするので各学校で、しっかり分析をして生かしていただきたいということが1つと、板橋区授業スタンダードがすごく必要なもので、素晴らしいものだと思いました。これを確実に実施していくことが一番大事なことではないかなと感じました。

指導室長 ありがとうございます。結果については、よく学校だよりで、数値だけが何割上回ったか、下回ったというところが出がちなのですが、各学校は委員会も立ち上げて、学力向上推進委員会の中で結果分析等をしておりますので、そのようなところをきちんと、何か課題があって、どういうふうに策を進めるかというところも含めて、公表というか、周知をしていくように学校の方には指導してまいりたいと考えておりますし、今、各学校は準備をしているところでございます。

あと、スタンダードにつきましては、昨日も教科等専門官の公開授業があったのですが、そちらの方を見ますと、授業スタンダードに基づいた、大変指導力のある授業を展開されていて、子どもたちがとてもいきいきと本当に学びに向かっているよい姿が見られたところです。

そこでICTも活用しながら、先ほども申し上げましたけど、本区はICTの活用は、かなり他地区に比べても高いという状況がありますので、その辺りも含めて、授業スタンダードの徹底については、学校訪問とともに、引き続き、指導してまいりたいと思います。ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

私の方からなのですが、これは分析がとても大事だと思っているのですが、先ほど室長がおっしゃっていただいたように、正答率がどうのこうのではなくて、例えばですが、4番のスダンダードに基づいた指導について、これがきちんとされている学校の正答率とか、あるいは無回答率と、あるいは、これがかなり緩い学校の正答率とか無回答率の違い、これによって改めてスタンダードの妥当性や正当性というものが浮き上がってくると思うのですね。

このようなことを指導室の方で分析をしないと、ただ、スタンダードをやれやれじゃなくて、結果として、正答率の高い学校がこういうスタンダードの徹底が図られているんだという、そのような分析がきちんとされることを願いたいなと思います。

これはICTの活用も同様で、全体が高いということではなくて、そこを、正答率とか、あるいは無回答率の低さ、正答率の高さとか、無回答率の低さとマッチングさせていくということが大事です。

それから、意識調査の中で、学校が楽しいとか、授業が楽しいといった項目が ございますよね。

全部の項目をクロス集計するのは非常に厳しいと思うのですが、幾つか焦点化して、そのような学校の要素というのですか、かなり割合が高い学校は一体どういう授業をしているのかとか、どういう教育活動をしているのかというのは、実際に現場に、その学校に行っていただくなり、校長とのヒアリングをするなりして、ある意味、室長がよく言うのは、全体を抜本的に捉えるのも大事なんだが、もう少し個で見守っていって、そこを全体に広げていく。

あるいは、読書との関係なんかも書いてあるのですが、うちの一般的な国レベルの報告とは別に、板橋でも、もしそうであれば、そういう読書環境といったものの重要性を保護者に訴えていくというような、つまり、目の前のこの資料、データに基づいた分析というのが非常に重要だと思いますので、丁寧によろしくお願いしたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

野田委員 ありがとうございます。私も同じ印象を受けています。

最近は、授業スタンダードへの取組というのも、学校によってはすごく熱心に 取り組まれていて、学校訪問に行かせていただいても、ありがたいと思っていま す。

データの分析についてなのですが、これは1つの提案なのですが、各学校で、 回答の結果、または無答の結果を見ていくと、恐らく傾向がつかめると思うので すね。この問題で大体みんなつまずいているとか。

それを振り返ると、子どもたちのみならず、先生方で、そこの授業を、どのような授業をしていたか、そこを指導計画を基に振り返ってみていただくと、先生方の弱かったところ、必ずしも全ての領域において先生方がしっかり自信を持っていけるところがない場合もあると思いますので、そのような先生方の授業の分析というところも、このようなデータから読み取れるかと思いますので、ご検討いただければと思います。

指 導 室 長 ありがとうございます。詳細な分析はまだ進めているところですが、無回答率 が多いところの問題は、書く力、書くことがなかなかできない、途中で諦めてしまうというところが、まず1点、課題としてはあるのかなと考えます。

特に、授業での書く時間の確保も、先ほど教育長がおっしゃいましたけども、 そのようなところをふんだんに取り入れている学校の結果が、そういうふうにつ ながっているのかとか、その辺りもしっかりちゃんと指導分析をしたいと思いま す。ありがとうございます。

野 田 委 員 恐らく無回答の子どもたちの思いというのは、何が分からないかが分からない というところなんじゃないかなと思いますので、授業スタンダードの中で、磨き 合いの時間とか、そのような子どもたちの発言の時間というところを、教育長も おっしゃっていますが、増やしていって、お互いに、「あなたは、ここが分からないんじゃないか」「僕はここが分からない」というようなことが言える環境が作れれば、無回答の減少ということに何か貢献できるんじゃないかなと思いました。

教 育 長 もう1つ。さっきICTの活用率が高いと言ったのですけど、ただし予算って 幅があると思うので、課題ばかり探さないで、やっぱりいいところもどんどん見 つけ出して、現場を勇気づけていくという考察も大事なのかなと思いますので、 その辺もよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございました。

それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はあります でしょうか。よろしいですか。

(はい)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一及び報告1につきましては、 いては、非公開として聴取いたします。

> なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会といたしますので、傍聴人の 方はご退席願います。ありがとうございました。

> > (傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第28号 意見の聴取について

(教育総務課)

○報告事項

1. 令和4年度第3号補正予算概要

(総-2・教育総務課)

- 教 育 長 それでは、日程第一 議案第28号「意見の聴取について」、及び報告1「令 和4年度第3号補正予算概要」について、次長と教育総務課長から説明願います。
- 次 長 それでは、議案第28号「意見の聴取について」です。

議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

本年度の第3回区議会定例会に提出する案件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づいて、教育委員会の意見を求める

というものでございます。

案件につきましては、報告事項にもあります一般会計補正予算第3号を含めて、 全部で13件ございます。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長

それでは、よろしくお願いします。

まず、1つ目の補正予算について説明をいたします。

報告案件の資料をご覧ください。

歳入と歳出がございます。

歳入の方は、この10月以降に保育士の処遇改善経費が公定価格に上乗せされます。その辺りの国と都の支出金が歳入として増額される分を受けるという中身になってございます。

(2) の歳出でございます。

こちらも幾つかございます。最低賃金が、東京が上昇しますので、それに伴って報酬単価の見直しによるもの、これが会計年度任用職員経費のところでございます。

あとは、物価高騰の流れの中で、原料費調整単価の上昇、電気代とかガス代が 上昇します。その辺りが、それぞれの施設、小学校、中学校、社会教育施設等の 各項目に増ということで補正を組むというものがございます。

あと、通学路の防犯カメラにも電気料がかかっていますので、こちらもその影響があります。それが、2の事務局費の中の学校管理業務経費以下、小学校費ですとか、中学校費ですとか、そのようなところに割り振られております。

あと、主なところでは、小学校費のところにありますが、5番の学校施設建設費で、志村小学校、志村四中の改築経費の中で、ZEB認証の建物設計実施よる設計委託料の増、設計期間の延長というところがございます。

ZEB会計は、そのほか、上板一中の改築経費のところでも同じようにございます。

これらが細かく、今、主な増の要素をご説明しましたが、これがこの各歳出の 科目の中で割り振られて、それぞれ補正額の増という形で表れています。

そのほか、大きな項番の2に債務負担行為、こちらは大原生涯学習センターの 外壁改修設計関係。

大きな項番の3、債務負担行為補正で志村小学校・志村第四中の改築設計、上板橋第一中学校の改築設計、こちらの方で債務負担行為の補正ということで補正がございます。

補正については、ざっくりと要素を説明させていただきました。

次に、提出予定案件の2番目から13番目までの各条例の改正のお話に移らせていただきますが、こちらもたくさんあるのですが、一つ一つの表面でお話をしますと分かりにくいものですから、全て同じものに起因しての改正になりますので、大本のところをご説明してから、各条例の話を簡単に申し上げたいと思います。

基本的には、公務員の定年引き上げ、こちらが行われます。その法律の改正に 伴いまして、影響する区の持つ様々な条例を改正するということで、定年の引き 上げに係る内容、これを、今、簡単に口頭でお話をいたします。

大きくは6個あるのですが、1つは現行60歳の定年を65歳にするということで、これは令和5年度から令和12年度まで、定年を段階的に65に引き上げていくことが1つ大きくございます。

2つ目が、60歳に達した管理職、こちらは原則翌年度から管理職以外の職に 降任するということ。これが中身の2つ目です。

ちなみに、特例で、原則は降任なのですが、降任が延びるという管理職の方が ございます。

要素の3つ目が、60歳に達した翌年度以降の給料、これにつきましては、6 0歳時点の7割相当額に設定されるということ、これが3つ目の要素です。

4つ目の要素が、退職手当が延長された定年退職日以後に支給される、要は定年が延びれば、その分、退職金を受け取る年は延びていくということ。今、60歳のときにもらえるものが、定年が延びるごとに、61、62と、もらえる時点が後ろになるということでございます。

5つ目が、現行の再任用制度。今、定年後再任用制度があるのですが、こちらは廃止しまして、定年が65になるまでの間、現在と同様の制度を暫定的に措置するということで、簡単に言うと、同じでいきますので、暫定的に、再任用制度につきましては。それが5つ目。

最後、6つ目でございます。60歳に達した以後、定年前に退職した職員について、短時間勤務できる制度を新設するということで、これは、今も定年後再任用短時間という、短時間勤務する制度があるのですが、定年が延びてしまうと、60歳以降にそれを使いたいと思っても使えなくなってしまいますので、そこについては、今と同じように、60歳を過ぎた後、まだ定年前ですが、短時間勤務を、どうしても肉体的、精神的、色々と理由があると思いますが、したい方はできますよという。大きく6つございます。

これをそれぞれの条例の影響するところで改正をしていくというところでございます。

ということで、まず、2番目の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例というものは、ここで、主なところ、定年の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制度及び定年前の再任用短時間勤務制度の新設、職員の再任用に関する条例の廃止、暫定再任用制度の新設というもの。ここでメインのところになりますので、こちらでそれらを、先ほど申し上げた6つのうちの4つをできるように改正するものでございます。

3番の職員の懲戒に関する条例の改正につきましては、こちらは懲戒の前に減 給処分というのがございます。先ほど、給料が7がけのお話をいたしましたが、 その辺りが影響してきますので、それを整合性をつけるように減給額の増減の規 定を追加するというものでございます。

4番目の公益法人等への板橋区職員の派遣等に関する条例と、その次の外国の

地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例、これは、いずれも職員を派遣する関係の条例なのですが、こちらの2つの条例につきましては、派遣することができない職員の中に、今回の定年延長の中で、原則は60歳で管理職から降任するのですが、特例で管理職の期間を延ばされている60を過ぎても管理職をやられている方々については、この派遣できる人から除きますという改正になります。

6番目の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から、9番の東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、11番の東京都板橋区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、12番の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、こちらにつきましては、文言の整理ということで、呼び方が変わる名称をただ改正するというものでございます。

続きまして、残りました中で、7番の職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例。こちらにつきましては、育児休業及び育児短時間勤務をすること ができない職員として、先ほどの特例により降任までの期間を延長された管理監 督職を占める職員、こちらを追加するというものでございます。

あと、残りました8番、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、こちらにつきましては、60歳時点で7割になると説明いたしましたが、それをできるように規定を追加するというものでございます。

13番の幼稚園教育職員の給与に関する条例についても同じ内容でございます。 最後に残りました10番、職員の退職手当に関する条例。こちらも、給与月額 が7割相当になるときに、退職手当が不利益にならないように調整を行う改正と なっているということでございます。

駆け足で、非常に複雑な条例改正の中身がたくさんあるのですが、全ては、定年延長に伴って、給料が7割に設定されたり、懲戒処分、いろのようなところに影響する細かなところを改正するというところでございます。

あと、もう1点だけ。

1つだけ、別の理由がある条例改正がありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正。こちらにつきましては、今申し上げた定年延長にプラスしまして、全く別の要素であります法改正がございまして、育児休業の取得回数制限を、原則1回から2回まで緩和するという中身のものと、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や職員に対する育児従業に係る研修の実施等が義務づけられるという法律が改正されることがございます。

要は、育休を取りやすくするために、管理職が、そういう状況にある方に面接して、しっかりと法の説明をするとか、そういう様々な義務が追加される法改正があるのですが、そちらについても、この条例については改正の中身として盛り込まれるということだけ、補足させていただきました。

以上、補正予算につきましても、条例改正につきましても全て必要な予算補正、 必要な条例の改正ということでございます。よろしくお願いいたします。 教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 私からなのですが、地教行法の改正に関して、これは、要は地方公務員、国家 公務員ともにというところで、それを受けての板橋区としての条例ということに なるわけですか。

教育総務課長 そうですね。国が先行して、地方公務員も同じ内容で改正が行われる予定で、 それに伴う条例の改正ということで、まだ細かい運用部分については、まだ詰め 切れていない部分もあります。板橋区は特別区ということで、23区と歩調を合 わせる中身もありますが、今申し上げた内容については固まっているので、条例 改正を行うという流れです。

教 育 長 この中で、教育公務員という立場は、地方公務員の中に包含するというような 考え方なのでしょうか。それとも、教育公務員については、また別途という形な のですか。

教育総務課長 東京都の方で同じような改正をすると考えています。それぞれが持つ条例を、 それぞれが改正していくという形です。

教 育 長 東京都の条例の中でという形なのですね。

教育総務課長 はい。

教育長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第28号については、原案のとおり可決 することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。 ありがとうございました。

午前 9時 53分 閉会